

議案第 6 5 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 6 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の概要について

固定資産税・都市計画税の税制改正		
◎ わがまち特例の追加		
○ 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設		
特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域 (※ ₁) として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定 資産税及び都市計画税の課税標準を、最初の 3 年度分、価格 に 3 / 4 を参酌して 2 / 3 以上 5 / 6 以下の範囲内において条例で定める割合を乗じた額と された。本市では 3 / 4 を特例割合として乗じることとする。 ※ ₁ 貯留機能保全区域…河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水 を一時的に貯留する機能を有する土地のうち、都市浸水の拡大を抑制 する効用があると認められるもの。区域内で盛土、塀の設置等を実施 する場合、事前に都道府県知事等に届け出なければならない。 ※ 施行日：公布の日	市税条例	改正の概要
	附則第 9 条の 2 第 25 項	特例割合を 3 / 4 とする
個人住民税の税制改正		
◎ 住宅ローン控除の適用期限を 4 年延長 (令和 7 年 12 月 31 日までに居住の用に供した者が 対象)		
○ 国税である所得税における住宅ローン控除の制度が延長とな り、住宅の取得等をして、令和 4 年から令和 7 年までの間に 居住の用に供した者にも適用されることとされた。 この制度延長に伴い、個人住民税においては、所得税から控除しきれなかった額について 9 万 7 千 5 百円を上限に控除することとされたため、法改正に合わせた条例改正を行う。 ※ この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填される。 ※ 施行日：令和 5 年 1 月 1 日	市税条例	改正の概要
	附則第 6 条の 3 の 2	法律改正に あわせて改正

※その他、法律改正にあわせた所要の整備